

白石区土木センター 業務用エアコン交換業務 仕様書

1 業務履行場所

札幌市白石区土木センター（札幌市白石区本通14丁目南5-32）

2 業務の内容

(1) 機器の交換

白石区土木センター内の会議室等に附属、設置されている現状のエアコン機器の更新を行う。

(2) 設置機器の選定

- ・新たに設置する機器は、現状の機器と同程度の冷房能力をもつ機器とすること。
- ・更新機器の外形寸法は、現状の機器と同等とし、既存の配管・ダクト・電気設備及び周辺建築部材への改変が極力生じない製品を選定すること。
- ・リモコン付きで、風量、風向が調節できる機器であること。
- ・室外機は、防雪フード等を施し、冬季の降雪による凍結や錆等のトラブルを防ぐ構造とすること。
- ・冷媒配管は既存の配管を使用することとし、配管内の洗浄を行うか、流用対応機器（リプレース対応機）を選定すること。

(3) 工程表の作成

作業日時などを打ち合わせのうえ、作業工程表を作成し、事前に提出すること。

(4) 機器表の作成

設置する機器の仕様(冷房能力や消費電力、寸法など)を記載した機器表を作成し、提出すること。

(5) 平面図の作成

委託者が提供する現状の平面図を基に、機器交換後の平面図を作成すること。

(6) 設置後の調整

機器交換後、エアコンを試運転調整すること。

3 現状の機器

	数量	メーカー	型番	冷房能力	動力	設置場所	外形寸法 (H×W×D) mm
室外機	1 台	三菱電機	PUY-J160M-A	16kw	3 相 200V	屋上	1,445×990×495
室内機	3 台	三菱電機	PLFY-J45JM-A 天井カセット型	4.5kw	1 相 200V	会議室 1・2	本体 298×660×660 パネル 30×760×760
室内機	1 台	三菱電機	PKFY-J22AM-A 壁掛形	2.2kw	1 相 200V	清掃員室	295×815×158

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年(2027年) 3 月31日まで

5 一般事項

- (1) 本業務を実施する際には、業務担当課と充分打合せを行い、白石区土木センターの運営に支障がないように円滑に行うこと。
- (2) 建物や備品類が損傷することのないよう、必要に応じて養生を行い、作業終了後は現状復旧を行うこと。
- (3) 関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。また、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに業務担当課に報告すると共に、担当者の指示に従い受注者等の責任において一切を処理すること。
- (4) 本業務に必要な工具や消耗品等は、原則として受注者の負担とする。
- (5) 業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。

6 業務上の留意点

- (1) 施工前に受注者の責任において現地調査を行い、電源容量・冷媒配管径等が新設機器に適合することを確認した上で機器を手配すること。
- (2) 撤去部材については産業廃棄物処理を行うこと。発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。処理完了後は、マニフェストの写しを委託者へ提出すること。
- (3) 機器の撤去・設置に伴い回収・充填するフロン類については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従い、フロン回収行程管理票を用いて管理するとともに、「回収証明書」、「破壊/再生証明書」、「充填証明書」など、必要な書類を提出すること。

- (4) クレーン車等による室外機の揚重作業や資機材の搬入を行う場合は、パトロールカーや外勤用車両、作業用大型車両の出入庫動線を遮断しない計画とし、必要に応じて誘導員を配置すること。

7 業務完了時の提出物

- (1) 完了届
- (2) 作業写真
※業務前、業務中、業務後の様子がわかるように撮影すること。その他必要と思われるものについては、写真を撮影すること。
- (3) 産業廃棄物マニフェスト（写）
- (4) フロン回収行程管理票（写）
- (5) フロン類の回収・充填に係る「回収証明書」、「充填証明書」、「破壊/再生証明書」
- (6) 設置機器の機器表
- (7) 設置機器の取扱説明書

8 その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

9 業務担当者

白石区土木部維持管理課 吉藤

TEL：011-864-8125 mail：rh-shiro.doboku@city.sapporo.jp